

社団（クラブ）局について

- 1 社団でアマチュア局を開設するには、次の用件を満たしている必要があります。
 - (1) アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者（外国政府が付与する資格であって、告示されているものを含む）であって、アマチュア業務に興味を有する者により構成される社団であること。
 - (2) アマチュア業務の健全な普及発達を図ることを目的とする社団であって、次の要件を満たすもの
 - ・営利を目的とするものでないこと。また、その目的が法令に違反せず、公共の福祉を害しないものであること。
 - ・目的、名称、事務所、資産、理事の任免及び社員（会員）の資格の得喪に関する事項を明示した定款が作成され、適當と認められる代表者が選任されているものであること。

これらを確認するために、免許手続規則第5条に資料の提出が義務付けられています。

- (ア) 定款
- (イ) 社団の構成員に関する事項（構成員名簿）
 - A 全員の氏名、無線従事者免許証の番号
 - B 理事の氏名、住所、生年月日及び略歴（理事以外は不要です）

当局のホームページに記載されている定款及び構成員名簿は一例で、社団の実情に合わせた文言やこれ以外の様式でも受けますが、上記の項目が明記されている必要があります。（目的、役員・会員の名称、任期、会計年度等適宜修正してお使い下さい）

なお、複数の資格をお持ちの方の無線従事者免許証の番号は、一番アマチュア無線の操作範囲が広い上級の資格の番号を記入してください。

- 2 社団局ですので、常にアマチュア局を操作できる資格を持つ複数名で構成されている必要があります。
また、無線設備は、そのすべての構成員がいずれかの無線設備を操作することができるものである必要があります。なお、アマチュア局を操作する資格のない准員（準会員）はこの条件の対象外です。

- 3 設置場所または常置場所が、学校・会社・公共施設等の場合は「アマチュア局開設同意書」の提出が必要となる場合があります。あらかじめご用意下さい。

さらに、社団の再開局で旧コールサインを希望する場合は、旧コールサインを確認する書類のほかに、社団（団体）の同一性・継続性などを確認する書類を提出していただく場合があります。

- 4 社団の名称変更、事務所住所変更には必ず定款の変更が伴います。免許状記載事項訂正のための変更申請と同時に定款の変更届を提出してください。

※国際宇宙ステーションと通信を行うために臨時に開設するアマチュア局、人工衛星に開設するアマチュア局、人工衛星に開設するアマチュア局を遠隔制御するアマチュア局、行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的運用するアマチュア局（記念局）を開設する場合は、必要書類も異なり、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめ御相談ください。

定 款

(名称)

第1条 本社団は、_____という。

(事務所)

第2条 本社団の事務所は、_____に置く。

(目的)

第3条 本社団の目的は、営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することにある。

(事業)

第4条 本社団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アマチュア局の設置と法令を遵守した運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、本社団の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本社団の会員は、正員と准員の2種類とする。

- (1) 正員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者。(施行規則第34条第8項に規定する者を含む。)
- (2) 准員 前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有する者

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本社団の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 正員は、総会の議決権を行使すること
- (3) 准員は、総会において意見を述べること

(会費)

第8条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 _____円
- (2) 会費(月額) 正員 _____円 准員 _____円

(役員)

第9条 本社団に次の役員をおく。

- (1) 理事 _____名 以内
- (2) 監事 _____名 以内

(役員の選出)

- 第10条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 理事と監事は、正員の中から選任する
 - (2) 会長は、理事の中から選出する

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の業務)

- 第12条 役員の業務を次のとおり定める。
- (1) 会長は、本社団を代表し、業務を掌理統括する
 - (2) 理事は、会長を補佐し、本社団の業務を執行する
 - (3) 監事は、本社団の会計および理事の職務を監査する

(理事会)

- 第13条 理事により構成される理事会は、会長が招集し、本社団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

- 第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- (1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
 - (2) 臨時総会は、理事会または正員2分の1以上から理由を付して要請のあったとき開催する。

(議決方法)

- 第15条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事)

- 第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画、予算、決算
 - (2) 定款の変更
 - (3) 重要な財産の得喪
 - (4) 解散

(資産)

- 第17条 本社団の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

- 第18条 本社団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

- 第19条 会長は、
- (1) 正員である構成員に変更があったときは、すみやかに総合通信局長に届出ること。
 - (2) この定款または理事について変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届出すること。